

免許番号 共第131号

漁場の位置 洲本市五色町地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・同郡五色町界（北緯34度25.63分、東経134度47.28分）

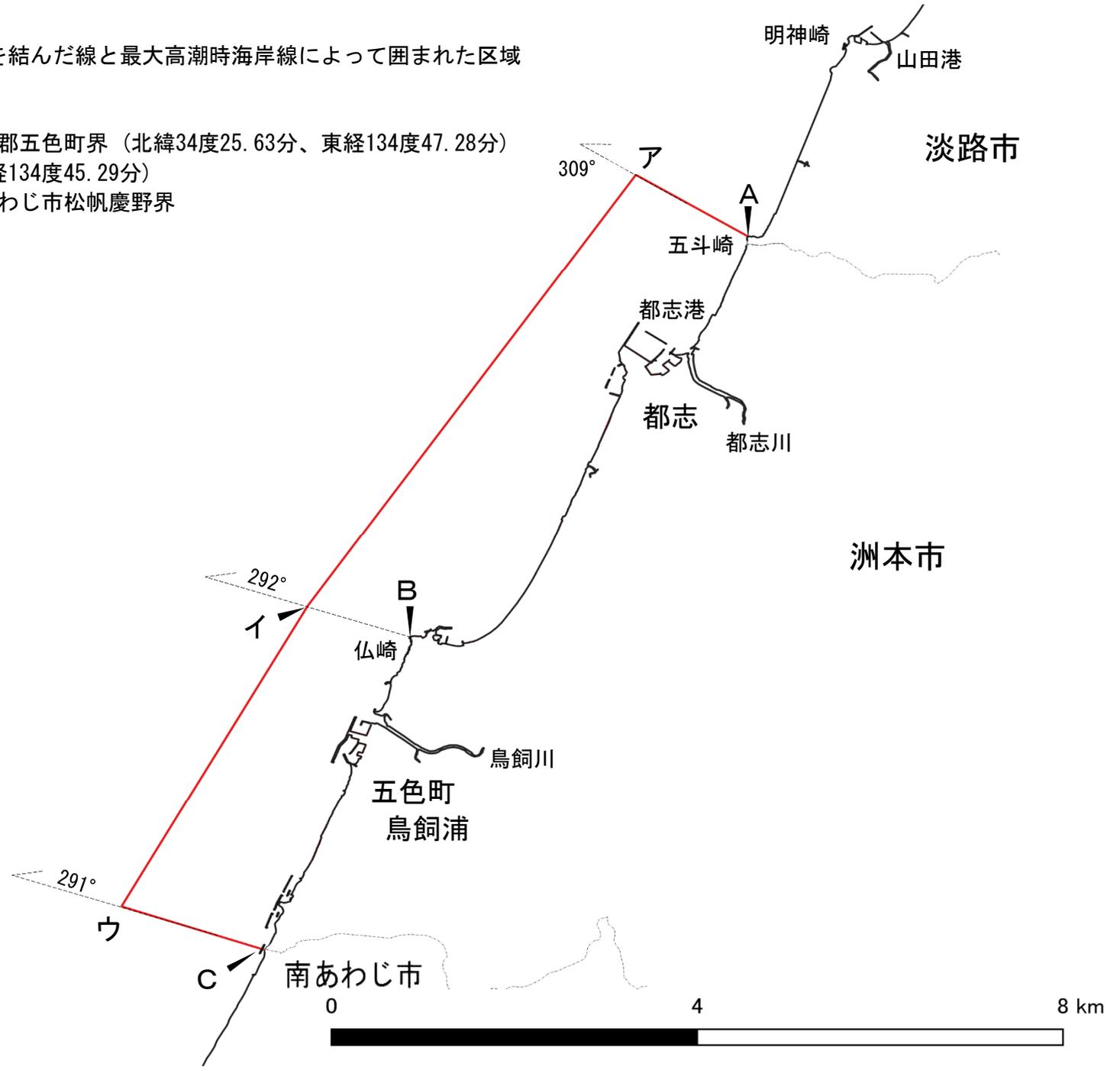
B 洲本市五色町佛崎西端（北緯34度23.13分、東経134度45.29分）

C 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界  
（北緯34度21.15分、東経134度44.44分）

ア Aから309度1,300メートルの点  
（北緯34度26.08分、東経134度46.62分）

イ Bから292度1,000メートルの点  
（北緯34度23.33分、東経134度44.69分）

ウ Cから291度1,400メートルの点  
（北緯34度21.42分、東経134度43.59分）



令和5年9月1日 免許  
共第131号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件			
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで	潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	ひじき漁業		11月1日から 6月30日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	いぎす漁業		5月1日から 9月30日まで	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで	3	地びき網漁業		1月1日から12月31日 まで			
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばい漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	にし漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第131号			摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	洲本市五色町鳥飼浦1番地の2 五色町漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		